

広島県告示第九百四十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定によって、次のとおり監督処分を行った。

平成十九年九月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 監督処分をした年月日

平成十九年九月六日

二 監督処分を受けた建築士事務所

1 名称及び所在地

株式会社セイム建築士事務所

広島県三原市皆実四丁目八番六号

2 開設者の名称及び代表者の氏名

株式会社セイム

福戸山 裕弘

3 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び登録番号

一級建築士事務所

広島県知事登録〇四（一）第一五五四号

三 監督処分の内容

事務所の閉鎖一月（平成十九年十月十日から平成十九年十一月九日まで）

四 監督処分の原因となった事実

建築士事務所に所属していた建築士が、建築士事務所の業務として行ったことにより建築士法第十条第一項の規定により懲戒処分を受けたため。

このことは建築士法第二十六条第二項第五号に該当する。